

## 関税割当公表 新旧対照表

【令和6年12月13日付け6輸国第3105号関税割当公表第TWQ-JP33及びTRQ-JP8号】

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 提出書類</p> <p>1 糖化用</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 関税割当申請書の代表者以外の者が申請書を提出する場合に必要な追加提出書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>ア 申請者が法人であり、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合 当該社員の社員証の写し又は当該代表者の当該社員への委任状。ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。</p> <p>イ 申請者が<u>行政書士</u>又は<u>行政書士法人</u>に委任し提出する場合 申請者の当該<u>行政書士</u>又は<u>当該行政書士法人</u>への委任状 (記載要領様式第3)</p> <p>(削る)</p> <p>2 化工でん粉用</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 関税割当申請書の代表者以外の者が申請書を提出する場合に必要な追加提出書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p>	<p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 提出書類</p> <p>1 糖化用</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 関税割当申請書の代表者以外の者が、<u>農林水産省共通申請サービス以外の方法</u>により申請書を提出する場合に必要な追加提出書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>ア 申請者が法人であり、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合 当該社員の社員証の写し<u>若しくは運転免許証</u>の写し又は当該代表者の当該社員への委任状等。ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。</p> <p>イ 申請者が<u>法人</u>又は<u>個人</u>に委任し、<u>当該法人の代表者</u>又は<u>当該個人</u>が提出する場合 申請者の当該<u>法人</u>又は<u>個人</u>への委任状等</p> <p>ウ 申請者が法人に委任し、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合 申請者の当該法人への委任状等及び当該社員の社員証の写し<u>若しくは運転免許証</u>の写し又は当該代表者の当該社員への委任状等</p> <p>2 化工でん粉用</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 関税割当申請書の代表者以外の者が、<u>農林水産省共通申請サービス以外の方法</u>により申請書を提出する場合に必要な追加提出書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p>

改正後	改正前
<p>ア 申請者が法人であり、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合 当該社員の社員証の写し又は当該代表者の当該社員への委任状。ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。</p> <p>イ 申請者が<u>行政書士</u>又は<u>行政書士法人</u>に委任し提出する場合 申請者の当該<u>行政書士</u>又は<u>当該行政書士法人</u>への委任状 (記載要領様式第3) (削る)</p>	<p>ア 申請者が法人であり、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合 当該社員の社員証の写し<u>若しくは運転免許証の写し</u>又は当該代表者の当該社員への委任状等。</p> <p>イ 申請者が<u>法人</u>又は<u>個人</u>に委任し、当該法人の代表者又は当該個人が提出する場合 申請者の当該<u>法人</u>又は<u>個人</u>への委任状等</p> <p>ウ 申請者が法人に委任し、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合 申請者の当該法人への委任状等及び当該社員の社員証の写し<u>若しくは運転免許証の写し</u>又は当該代表者の当該社員への委任状等</p>
<p>3 その他用</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 関税割当申請書の代表者以外の者が申請書を提出する場合に必要な追加提出書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>ア 申請者が法人であり、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合 当該社員の社員証の写し又は当該代表者の当該社員への委任状。ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。</p> <p>イ 申請者が<u>行政書士</u>又は<u>行政書士法人</u>に委任し提出する場合 申請者の当該<u>行政書士</u>又は<u>当該行政書士法人</u>への委任状 (記載要領様式第3) (削る)</p>	<p>3 その他用</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 関税割当申請書の代表者以外の者が、農林水産省共通申請サービス以外の方法により申請書を提出する場合に必要な追加提出書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>ア 申請者が法人であり、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合 当該社員の社員証の写し<u>若しくは運転免許証の写し</u>又は当該代表者の当該社員への委任状等。</p> <p>イ 申請者が<u>法人</u>又は<u>個人</u>に委任し、当該法人の代表者又は当該個人が提出する場合 申請者の当該<u>法人</u>又は<u>個人</u>への委任状等</p> <p>ウ 申請者が法人に委任し、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合 申請者の当該法人への委任状等及び当該社員の社員証の写し<u>若しくは運転免許証の写し</u>又は当該代表者の当該社員への委任状等</p>

改正後	改正前
第8～第15 (略)	第8～第15 (略)

附 則

この通知は、令和7年度第3回以降の割当てから適用する。